

<令和4年度> 包括外部監査 指摘に対する措置状況詳細

●監査テーマ『インフラ施設(一般会計施設)の管理運営に関する財務事務の執行について』

No.	対象課	指摘事項(内容)	措置区分	措置内容等	ページ
1	管財課	(指摘)工作物の固定資産台帳への計上漏れ 市道垣生200号線の舗装について、過年度の支出に工作物の計上漏れがあったことが判明し、7,050,000円の増額修正を行っている。原因は所管課における該当支出の抽出と管財課への報告漏れによるものである。管財課において所管課の抽出と報告漏れを検出することは困難であるため、各所管課で財務システムを入力する場合、一定金額を超える支出は固定資産計上に紐づく入力管理ルールを設定するなど、もれなく建設仮勘定に計上すべき支出金額を管財課にて抽出把握できる仕組みが必要である。	措置中	所管課が財務会計システムで仕訳登録する際に一定金額以上のものは資産勘定のみを選択項目とするようシステム改造し(R5年10月目途)、資産勘定すべきものが費用勘定で処理されないようにする。R5年度決算固定資産台帳の作成時にシステム改造の効果を検証する(R6年度未完了)。	54
2	管財課	(指摘)建設仮勘定の計上漏れ 松山市広域都市計画道路事業3・2・60号松山駅北東西線整備事業の土地について、過年度の支出に建設仮勘定の計上漏れがあったことが判明し、377,015,799円の増額修正を行っている。原因は所管課における該当支出の抽出と管財課への報告漏れによるものである。管財課において所管課の抽出と報告漏れを検出することは困難であるため、各所管課で財務システムを入力する場合、一定金額を超える支出は固定資産計上に紐づく入力管理ルールを設定するなど、もれなく建設仮勘定に計上すべき支出金額を管財課にて抽出把握できる仕組みが必要である。	措置中	所管課が財務会計システムで仕訳登録する際に一定金額以上のものは資産勘定のみを選択項目とするようシステム改造し(R5年10月目途)、資産勘定すべきものが費用勘定で処理されないようにする。R5年度決算固定資産台帳の作成時にシステム改造の効果を検証する(R6年度未完了)。	60
3	管財課	(指摘)建設仮勘定の過大計上 市道平井倉場線で生じた建設仮勘定の期首残高調整額(減額調整)は道路面復旧工事の前払金であり、本来、支出年度に全額費用処理すべもの。資本的支出か費用であるかの判定は、固定資産計上時だけでなく、建設仮勘定計上時にも行う等の再検証を行う仕組みを導入する必要があると考える。	措置中	所管課が財務会計システムで仕訳登録する際に一定金額以上のものは資産勘定のみを選択項目とするようシステム改造し(R5年10月目途)、そのうえで、建設仮勘定の計上項目に明らかに費用勘定と考えられるものがないかどうか管財課で精査する。R5年度決算固定資産台帳の作成時にシステム改造及び管財課精査の効果を検証する(R6年度未完了)。	61
4	管財課	(指摘)適切でない耐用年数の適用 市道久谷184号線舗装(資産番号00192529)の耐用年数が100年と適切でない耐用年数が設定されている。この点あり得ない耐用年数が設定されていないか(例:耐用年数が最大で10年の舗装に11年以上の耐用年数が適用されていないか)、勘定科目ごとに概括的な検証を行うことが必要である。	措置中	管財課で公会計システム登録した後のチェック事項とし、R5年度の固定資産台帳作成作業から当該チェックを実施する(R5年度未完了)。	67
5	道路河川管理課	(指摘)耐用年数経過時に単純更新した場合の金額等の算出方法の適正化 松山市公共施設等総合管理計画(本編)第5章「2. 今後10年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み」に耐用年数経過時に単純更新した場合の数値を表形式で記載している。この点、下記2点を修正する必要があることが発見された。 ①由に道路橋梁に関する維持管理・修繕と改修の見積もり方法と想定される支出との間に比較的大きな差異があったため、見積もり方法を変更する必要がある。 ②市道について、長寿命化の対象は幹線道路であるが、単純更新した場合の費用に生活道路も含めたことで、単純更新に要する費用が過大に算出され、長寿命化対策の効果額が実態と大きく乖離している。そのため、計画上の比較対象の諸条件を整理し、「耐用年数経過時に単純更新した場合」の費用を修正する必要がある。	措置済	①耐用年数経過時の更新という形式的な見積ではなく、点検結果や修繕の実績等を考慮するなど、実態に則した見積方法に修正した。 ②「耐用年数経過時に単純更新した場合」の費用から生活道路分を除き、松山市公共施設等総合管理計画の費用を修正した。	74

<令和4年度> 包括外部監査 指摘に対する措置状況詳細
 ●監査テーマ『インフラ施設(一般会計施設)の管理運営に関する財務事務の執行について』

No.	対象課	指摘事項(内容)	措置区分	措置内容等	ページ
6	管財課	(指摘)ポンプ場維持管理費の集計漏れについて 松山市公共施設等総合管理計画(令和4年3月改訂)の「2. 今後10年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み」に今後10年間の維持管理・修繕に要する支出見込み額を表形式で記載している。 この維持管理・修繕に要する当該支出見込み額について、毎年度総務省から照会のある「地方財政状況調査(決算統計)」の作成作業の際の分析データ等を用いて試算していることを担当者に確認したが、河川に係る当該支出見込み額として考慮すべき下記ポンプ場運転管理事業が決算統計の分析では「普通建設事業費」とされていたため、集計漏れが生じ、今後10年間の維持管理・修繕費が230,642千円過小に算定されていた。結果として、長寿命化対策後の効果額が230,642千円過大となっており、これを修正する必要がある。	措置済	ポンプ場維持管理費の見込額を精査し、松山市公共施設等総合管理計画中「2. 今後10年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み－公共施設(一般会計)－維持管理・修繕の額」を以下のとおり修正した(令和5年5月計画改訂済。) 修正前 7,246百万円 修正後 7,483百万円	75
7	道路河川管理課	(指摘)市管理橋梁の点検漏れ 一般財団法人日本みち研究所がWeb上で公開している「全国道路施設点検データベース～損傷マップ～」を監査人にてサンプルベースで閲覧したところ、市道間に架橋された道路橋の一部に、国土交通省、県、市等のいずれも関与していない橋を2件発見した。 ①眞情大橋(まごころおおはし) 平成2年7月設置 ②□反地橋(にたんぢはし) 平成2年7月設置 いずれの橋も、橋梁設置者である愛媛県から松山市へ管理が移管され、橋梁台帳は作成されていたが、市において点検対象橋梁の一覧表へ記載がされていなかった。いずれの橋も、地域住民の生活道路として交通量が多く、点検を失念したまま放置することは安全上問題があるため、これらの点検を速やかに実施することが必要である。	措置済	指摘のあった『眞情大橋』『二反地橋』については、橋梁台帳は作成されているものの、点検橋梁の一覧表から漏れており点検が未実施であった。 一覧表への登載漏れの原因としては、橋梁台帳への追加時に係間で情報の共有がなされて無かったことが考えられる。 今後は橋梁台帳に新規追加する場合は、受付・台帳登録の作業を行う段階で、点検一覧表への追加のチェック項目を設けて決裁を行い、確実な引継ぎが行えるよう事務手続きを徹底させる。 監査中の指摘を受けて、令和4年12月に職員の目視による点検を行い、緊急を要するような損傷や劣化が確認されなかったことから、日常のパトロールで重点的に観察を続けた。 なお該当の2橋については、令和5年度に定期点検業務委託を発注し、令和5年12月点検を行った。 点検結果については、眞情大橋、二反地橋の2橋とも予防保全段階である判定区分Ⅱであった。	80
8	道路河川管理課	(指摘)判定区分Ⅲが続いている橋梁について 橋梁の健全性の判断は、下表1の区分により行われており、令和元年度以降に実施された2巡目の定期点検において、1巡目に続いて再度「判定区分Ⅲ」と判定された橋梁は下表2のとおり18橋となっている。「判定区分Ⅲ」とは、構造物の機能に支障が生じる可能性があり、次回点検までに措置を講ずべきとされているが、必要な措置が講じられておらず2巡目の点検においても引き続き判定区分Ⅲと判定されている。地方公共団体の修繕等措置の着手率が低水準であることは全国的な課題ではあるものの、適切な対応ではない。 令和4年度時点で和泉大橋や精農高架橋、桑原3号線1号橋のように補修工事中もしくは補修完了となっている橋梁もあるが、まだ残っている未補修の橋梁についても速やかに適切な修繕等の対応を実施することが必要である。	措置中	判定区分Ⅲの橋梁については、次回の点検までに補修を行うこととされているため、今回判定区分Ⅲが続いている橋梁については、令和5年度以降、計画的に補修工事を行う予定である。 橋梁点検の判定方法としては、部材単位の健全性の診断を行い、最も厳しい判定結果を用いて、橋全体の健全性としていることから、判定区分Ⅲの中でも、緊急性が高いものと低いものが混在しており、限られた財源を適切に配分していくためには、異常箇所の状況や交通量、市民生活への影響度などを鑑み、総合的な判断の基、優先順位を付けて計画的に補修を行うことが必要である。 なお、本監査で指摘の対象となった判定区分Ⅲの橋梁は、3回続けての判定区分Ⅲは避けるよう次回点検までの期間に全ての補修工事を行う。(令和8年度措置完了予定) 今後も計画的に補修工事を行うとともに、優先順位が低いものについても日常のパトロールの中で重点的に観察を行い、状況を注視することとする。	85

<令和4年度> 包括外部監査 指摘に対する措置状況詳細
 ●監査テーマ『インフラ施設(一般会計施設)の管理運営に関する財務事務の執行について』

No.	対象課	指摘事項(内容)	措置区分	措置内容等	ページ
9	道路河川管理課	(指摘)舗装修繕計画の短期5か年計画の見直し漏れ 松山市道路施設維持管理計画は平成28年度から令和7年度の10年間で計画対象としている。そのうち幹線道路等計画的な維持管理を行う道路の舗装については、期間を2つに分け、まずは平成28年度から令和2年度までの短期5か年計画を策定・遂行し、令和2年度に評価・見直しを行った上で、令和3年度から令和7年度までの短期5か年計画を策定することとなっている。 担当課とのヒアリングにおいて、令和2年度末における短期5か年計画の達成率は約40%との回答を得た。また、短期5か年計画を閲覧した結果、令和3年度末の達成率は68%であった。担当課によれば、達成率100%になるには、あと2～3年要する見込みである。 また、工事が当初予定の5か年で完成していない理由として、社会情勢の変化に伴う人件費や資材価格の高騰に加え、緊急を要する事後保全の工事対応に予算を配分した結果、計画策定段階に想定していた単年度毎の施工範囲を完成させることが困難になったとの説明を受けた。 以上の背景を理解しつつも、本来令和2年度において実施されるべき短期5か年計画の評価・見直しが実施されなかったのは事実である。計画達成率約40%という状況を鑑みれば、このまま計画通りに進行することは極めて困難なことは明白であり、その時点で計画の大幅な見直しを行うべきであった。 従って、現在進行している短期5か年計画について早急に評価・見直しを行い、計画の修正あるいは新たな計画の策定を行うことが必要である。	措置中	松山市道路施設維持管理計画策定当時、MMS計測は最新の測量技術であり、その点群データを路面性状調査以外の維持管理にも活用する計画であった。 しかし、現在では路面性状調査に特化すると路面性状測定車を利用する方が安価であったり、道路附属物の点検においても職員による近接目視が必要であったりと、費用面、技術面において他の手法を採用する方が有利であると判断される。 そこで新たな計画更新においては、路面性状測定車を利用して路面の状況を判断することとし、R5年度に2次調査まで実施し、R6年度上期に計画を策定し更新を行う予定である。 なおMMS等の新技術は今後も開発・研究されていくことから、現在の調査方法に固執することなく、他市の事例等も収集して引続き検討を続けていく。	91
10	道路河川管理課	(指摘)舗装修繕計画の短期5か年計画の見直し漏れ 松山市道路施設維持管理計画は平成28年度から令和7年度の10年間で計画対象としている。そのうち幹線道路等計画的な維持管理を行う道路の舗装については、期間を2つに分け、まずは平成28年度から令和2年度までの短期5か年計画を策定・遂行し、令和2年度に評価・見直しを行った上で、令和3年度から令和7年度までの短期5か年計画を策定することとなっている。 担当課とのヒアリングにおいて、令和2年度末における短期5か年計画の達成率は約40%との回答を得た。また、短期5か年計画を閲覧した結果、令和3年度末の達成率は68%であった。担当課によれば、達成率100%になるには、あと2～3年要する見込みである。 また、工事が当初予定の5か年で完成していない理由として、社会情勢の変化に伴う人件費や資材価格の高騰に加え、緊急を要する事後保全の工事対応に予算を配分した結果、計画策定段階に想定していた単年度毎の施工範囲を完成させることが困難になったとの説明を受けた。 以上の背景を理解しつつも、本来令和2年度において実施されるべき短期5か年計画の評価・見直しが実施されなかったのは事実である。計画達成率約40%という状況を鑑みれば、このまま計画通りに進行することは極めて困難なことは明白であり、その時点で計画の大幅な見直しを行うべきであった。 従って、現在進行している短期5か年計画について早急に評価・見直しを行い、計画の修正あるいは新たな計画の策定を行うことが必要である。	措置中	平成28年度に計画した10か年計画のうち、令和5年度までの施工で83%の修繕が完了する。R6年度は更新計画に基づき施工する予定である。 令和5年度に、新たに路面性状調査を行い、R6年度に新たに10か年(令和6年度から令和15年度)を対象に計画を更新する。 なお、短期5か年計画として令和6年から令和10年度までの舗装修繕計画を策定し、令和10年度に再評価・見直しを行い令和11年度から令和15年度までの短期5か年計画を策定する。	93
11	道路河川管理課	(指摘)法面、盛土、擁壁、道路標識、道路照明の点検維持管理計画、維持管理計画の策定漏れ 松山市道路施設維持管理計画において、法面、盛土、擁壁、道路標識、道路照明については、平成28年度～令和2年度を期間とする点検維持管理計画、令和3年度～令和7年度を期間とする維持管理計画を策定するとある。しかし、実際にはこれらの計画は策定されていない。 担当課からのヒアリングによれば、道路標識および道路照明については、点検を行っているが計画は策定していない。法面、盛土、擁壁の維持管理は日常パトロールによる事後保全で対応しているのが現状であるとのことである。 松山市道路施設維持管理計画において、法面、盛土、擁壁、道路標識、道路照明についての計画を策定するとある以上、計画策定の必要性及び計画と実務の乖離について再検討を行うことが求められる。	措置中	法面、盛土、擁壁、道路標識、道路照明の計画策定について、松山市道路施設維持管理計画策定時(平成28年当時)は、前述の道路附属物に対してもMMSの点群データ等を活用して点検、維持管理を行う計画を策定することとしていた。 しかし実際の点検維持管理では点群データだけでなく、職員の近接目視による確認が必要であり、実際の維持管理実務と計画の必要性に乖離が発生し、点検維持管理計画が策定されていなかった。 そこで令和5年度に発注した松山市道路施設維持管理計画更新業務委託において、実際の点検維持管理業務の実状に応じた実現性のある計画を策定中である。 (令和6年度 対応完了予定)	96

<令和4年度> 包括外部監査 指摘に対する措置状況詳細

●監査テーマ『インフラ施設(一般会計施設)の管理運営に関する財務事務の執行について』

No.	対象課	指摘事項(内容)	措置区分	措置内容等	ページ
12	みち水路メンテナンス課	<p>(指摘)新玉10号線(JR松山駅東側)の保全不備 令和4年3月の「道路パトロール月報」において未点検のままとなっていた新玉10号線(JR松山駅東側)は、往査前に監査人が通行した際にはマンホールおよび排水口が路面から大きく浮き上がっている状態(舗装面が陥没している状態)が見落とされていた。 見落としが発生した原因として、現在進捗中の「JR松山駅付近連続立体交差事業」等によって、付近の高架橋、道路及び建物建築等の工事施工箇所が多く、道路パトロール担当者が本道路を点検が必要な市道と認識できなかったとのこと。 本件、自転車や二輪車もしくは速度の速い四輪車が本道路を通過した場合、転倒もしくは車両等の破損事故に繋がる可能性もあったため、今後、「道路パトロール月報」の運用方法について、他市事例等を参考に見直すことで、点検の網羅性を確保する施策が必要と考える。</p>	措置中	<p>令和5年度から、道路パトロールによる点検の網羅性の確保に向け、効率的・効果的な手法を他市状況も含め調査研究を進めた結果、総延長約1,900kmに及ぶ市道の道路パトロール業務について、スマートフォンの位置情報アプリを利用し点検経路をデジタル管理することで、履歴の可視化や点検の網羅性が確保可能と考えており、現在、その具体的な手法を検討している。 (令和6年度 運用開始予定)</p>	98